

公営企業会計定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年11月28日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

公 営 企 業 会 計 定 期 監 査 報 告 書

三 浦 市 監 査 委 員

1 監査の実施期間

平成 30 年 10 月 15 日～平成 30 年 11 月 16 日

2 監査の対象部局

市立病院

3 監査の対象範囲

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行、経営に係る事務の管理及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施方法

監査資料の提出を求め、抽出により関係書類・帳票の調査を行い、関係職員から説明を聴取した。

5 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (4) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。